

平成22年7月6日

元職員が財団を提訴した訴訟の和解成立について

平素より骨髄バンク事業の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年5月に、諭旨解雇された元財団職員が地位保全と損害賠償を求めて財団を提訴した裁判について、昨日東京高等裁判所において、和解により円満に解決しましたので、ご報告いたします。

当財団としては、元職員が復帰して誠意をもって職務に励むと判断し、解雇を撤回しました。元職員は8月から職場復帰します。

当財団は、これからも血液難病に苦しむ患者さんの救命を使命として、事業推進に取り組んでまいり所存です。どうぞ今後ともよろしくご支援のほど、お願い申し上げます。